

令和5年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業に係る  
旅行商品造成プログラムモデル構築業務委託  
企画提案公募要領

本公募は沖縄県の再委託承認を前提としたものであり、県の再委託承認後に効力を生じるものです。県が再委託承認を行わない場合には、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 委託業務名

令和5年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業に係る  
旅行商品造成プログラムモデル構築業務委託

2 委託業務期間

契約締結の日から令和6年2月29日まで（予定）

3 目的

【令和5年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業 概要】

沖縄特有の文化資源を活用した新たな観光メニューを確立させるため、文化コンテンツを含む旅行商品造成プログラムモデルを構築するとともに、観光客の沖縄の芸能に対する認知度や理解度を高めるための文化体験等の取り組みを行い、沖縄観光の誘客を図る。

本委託業務は、沖縄県が実施する沖縄芸能マグネットコンテンツ公演をはじめとする、文化資源（三線、琉球舞踊、エイサー等）を活用した、旅行商品に組み込み可能な各種沖縄伝統芸能体験プログラムモデル構築し、沖縄特有の文化資源を活用した新たな観光メニューを確立することを目的とする。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 県内に本店または支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合は代表法人が県内に本店または支店を有していること。
- (3) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (4) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

(5) 労働関係法令を遵守していること。

(注) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）  
第三十二条第一項各号に掲げる者

(6) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格（1）から（5）の要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
- エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
- オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

(7) 1 提案者（共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。

## 5 企画提案を求める事項

仕様書の「5 委託業務内容」について、以下の項目を踏まえ企画提案書を作成するものとする。

(1) 沖縄伝統芸能体験プログラムの主なターゲット  
個人観光客、家族観光客、修学旅行等

(2) プログラムモデルの構築

令和 4 年度に本事業で行った、基礎調査の結果等を踏まえて、各ターゲットに応じたプログラムモデルを構築すること。

※基礎調査結果については、振興会へお問合せください。

ア、プログラムモデルの内容

- ① 沖縄芸能マグネットコンテンツ公演と連携したプログラム 1 本
- ② オリジナルツアー企画のモニターツアー 1 本

造成したプログラムの周知や販促に繋がる取り組みについて、想定する取り組み案を複数提示すること。なお、制作するパンフレットの想定デザインを 1 ページ分示すこと。

(4) 体制の構築

本事業で構築するプログラムを、次年度以降に継続的かつ適正に管理及び運営していく

ために必要な体制について、想定される案を提示すること

#### (5) 事業実施スケジュール

上記(1)～(4)の提案内容を踏まえ、事業実施スケジュールを記載すること。

ア 業務体制(人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。)並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実績実績を示すこと。

ウ 業務スケジュールを示すこと。

#### (6) 積算見積について

積算の費目については、以下の内容で提出すること。

①直接人件費

②直接経費(旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告手数料、会場賃借料 等)

③再委託費(直接経費のうち、再委託を行う経費については明記すること)

④一般管理費((直接人件費+直接経費-再委託費)×10%以内とすること)

⑤消費税(各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する)

(注1) 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

(注2) この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(注3) 提案にあたっては、7,513千円(消費税込み)を上限として見積もること。

※企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

#### (7) その他本業務の目的を達するために有効な取り組み

上記4の(1)から(6)に記載の業務以外で、本業務の目的を達するために有効と判断される取り組みがあれば、提案すること。

### 6 著作権

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託事業にあたり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

※その他別添「仕様書」のとおり

### 7 応募方法等

(1) 本要領等の沖縄県文化振興会ホームページへの掲載期間

令和5年4月28日(金)から令和5年5月17日(水)まで

(2) 応募に係る質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書[様式1]を記入し、電子メールにより提出すること。

ア 質問書の提出先 沖縄県文化振興会文化芸術推進課 担当：大城、国永

電子メールアドレス bunkapq@okicul-pr.jp

イ 質問書の提出期限 令和5年5月8日(月) 正午(厳守)

(3) 質問に対する回答は、質問及び回答一覧を沖縄県文化振興会ホームページに掲載する。

掲載日時 令和5年5月9日(火) 15時以降

(4) 参加申込に関すること

公募に参加をする場合には、参加申込書[様式3]を記入し、電子メールにより提出すること。

(5) 企画提案書の提出

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限内に收受された企画提案書を受理したものとみなすこととする。

ア 企画提案書の提出先 沖縄県文化振興会文化芸術推進課 担当：大城、国永

〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6階 605

(公財) 沖縄県文化振興会

電話：098-987-0926 FAX：098-987-0928

イ 企画提案書の提出期限 令和5年5月17日(水) 正午(厳守)

8 提出書類及び必要部数等

- (1) 企画提案応募申請書[様式4] . . . . . 1部
- (2) 企画提案書(様式任意、A4版(両面印刷可)) . . . . . 5部
- (3) 会社概要書[様式5] . . . . . 5部
- (4) 積算書[様式6](各積算費目の内訳と単価を記載) . . . . . 5部
- (5) 業務計画[様式7] . . . . . 5部
- (6) 実績書[様式8] . . . . . 5部

9 企画提案書の審査

(1) 第一次審査(書面審査)

企画提案書の内容、事業実績等について書面審査を行ったうえで、上位数社を選定する。

選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

なお、通知は、電子メール及び書面で行う。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行ったうえで、最も優れた提案者を委託業者として選定する。

なお、結果は、選定の内容を問わず電子メール及び書面にて通知する。

※ 第二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。

ア 審査会場への入場者は3名以内とする。

イ 企画提案の説明者は、1人とする。また、業務委託契約を締結した場合、当該説明者は本業務の担当者とする。こと。（原則として、企画提案の説明者と業務委託契約後における本業務の担当者を違えることを認めない。）

なお、共同企業体が応募者の場合、当該説明者以外の者が、部分的かつ補助的に説明を行うことを可とする。

ウ 第二次審査においては、提出した企画提案書について説明することとし、資料の追加は認めない。（説明用パソコンや映写用プロジェクターについて、持ち込みを行う必要がある場合は、事前に文化振興会担当者と調整すること。）

10 公募スケジュール

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 公募開始                | 4月28日(金)        |
| (2) 質問締切                | 5月8日(月) 正午(厳守)  |
| (3) 質問回答（質問一覧及び最終回答）    | 5月9日(火) 15時以降   |
| (4) 参加申込締切              | 5月10日(水) 正午(厳守) |
| (5) 公募締切                | 5月17日(水) 正午(厳守) |
| (6) 第一次審査（書類審査）         | 5月18日(木)        |
| (7) 第一次審査結果通知           | 5月19日(金)        |
| (8) 第二次審査（プレゼンテーション審査）  | 5月30日(火)        |
| (9) 第二次審査結果通知（委託予定業者通知） | 6月1日(木)         |
| (10) 契約締結               | 6月上旬            |

11 その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本公募要領に違反すると認められる場合

エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 書類提出により使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 企画提案書の作成に要する経費、第二次審査（プレゼンテーション審査）に参加

する経費等については、企画提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 委託業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

(6) 委託業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない個別事項については、沖縄県文化振興会と委託業者間で協議のうえ是正し実施することとする。よって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

(7) 次の点に留意し委託業者として実行可能と判断した場合に応募すること。

ア 手形での支払をしないこと。

イ 人件費は、単価が実費ベースであること、タイムカードや出勤簿と労務日誌と整合性がとれ、給与台帳等で確認できようにすること。

ウ 一般管理費は、10 %以内とする。

エ 消耗品は、受払簿で管理すること。

オ 再委託する場合は、再委託先の各種帳票類を確認し、成果の有無、契約の必要性、適正性、期間の適切性等について確認をすること。

## 12 問い合わせ先

〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6階 605

(公財) 沖縄県文化振興会 担当：大城、国永

電話：098-987-0926 FAX：098-987-0928 メールアドレス [bunkap@okicul-pr.jp](mailto:bunkap@okicul-pr.jp)